

# 公益財団法人 日本テニス協会

## 公認・推薦規程

### (目的)

第1条 テニス愛好者が最も信頼しうるテニス用品(コート建設用品を含む)、テニス用品製造会社又は販売会社並びにコート建設会社又は供給会社を公認・推薦しテニス界の健全な発展に資する

### (対象)

第2条 対象は国内製品・外国製品、国内会社及び外国会社いずれにも適用する。

ボールは品物自体を公認し、テニス関連用品・テニスコートは製造・販売供給する会社自体を推薦する。

[公認] 公認会社が製造又は販売する協会指定のボール

[推薦] ラケット・ストリングス・シューズ・ウェア・ネット・ラインテープ等のテニス用品を製造又は販売する会社及びコートの建設又は供給する会社

### (手続と決定)

第3条 本協会の公認・推薦を受けるには次の手続を必要とする。公認・推薦を受けようとする会社は、品名を明記し本協会あてに次の書類及び見本を添付の上申請する。

(1) 会社概要、最新の決算報告書、PL保険証券写し

(2) テニス用品の場合、名、希望価格、販売実績又は販売予定、製品見本、及び品質保証書。

(3) コート建設の場合、コートの種類、構造、名称、コート見本又は写真、供給実績、及び品質保証書。

(4) 設備の場合、設備の種類、構造、名称、設備見本又は写真、供給実績、及び品質保証書。

(5) その他の場合、品名、市場価格、販売実績又は販売予定、製品見本、及び品質保証書。

2 決定 協会が申請を受けた場合は、本協会常務理事会に諮って決定する。

3 契約 本協会が公認・推薦を決定した場合、相互に契約書を取り交わす。

### (経費及び公認・推薦料)

第4条 公認・推薦を検定するための経費は本協会が負担する。

2 本協会より公認・推薦を受けた会社は、公認料又は推薦料を支払わなければならない。

### (特典)

第5条 公認・推薦を受けた会社に対し、公認状又は推薦状を、本協会会長から贈る。

2 公認状・推薦状を受けた会社は「(公財)日本テニス協会公認又は推薦」の字句を使用することができる。

3 本協会は、公認の商品名及び会社名、推薦の会社名をその希望により本協会発行の全国行事のプログラム、または発行物等又ホームページに掲載しこれを公表する。

4 本協会は、需要者から照会があったときは公認・推薦した商品又は会社を紹介するものとする。

### (公認)

第6条 公認は国際テニス連盟(第3条並びに付則)によるボールテスト方法に合致したボールを公認する。ただし、外国検査データの受け入れ及び外国検査機関の活用ができる。

### (公認ボールの使用)

第7条 本協会が主催するトーナメント及び試合には協会公認ボールの中から選定し使用する。ただし、デビスカップ・フェドカップ試合等他の規則があるものを除く。

2 公認ボール以外のボールを使用して行われた国内トーナメント及び試合の実績は、本協会の公式記録に採用しない。

### (公認料)

第8条 公認料は、基本公認料と使用量に応じた大会使用球公認料に区分する。

2 基本公認料は別表1に定め、毎年4月に支払うものとする。

大会使用球公認料は別表2に定め、当該年度2月に支払うものとする。

### (推薦)

第9条 信用あるテニス用品製造又は販売会社及びコート・設備建設会社又は供給会社を審査し推薦する。

### (推薦の審査)

第10条 本協会は、必要に応じ役員を派遣して推薦会社又はコート・設備建設現場に立ち合わせることができる。

2 本協会は、テニス用品製造又は販売会社及びコート・設備建設会社又は供給会社に対し、その製造又は工事に必要な研究資料を提供し、品質改善に資することができる。

### (推薦料)

第11条 推薦料は別表3に定める。

2 推薦料は毎年4月に支払うものとする。

### (公認・推薦の期間)

第12条 公認・推薦の期間は4月1日より翌年3月31日とする。

### (公認・推薦の継続と辞退)

第13条 次年度の公認・推薦は自動継続とする。次年度以降公認・推薦を辞退する場合は、前年度12月末日までに会社は辞退届けを

本協会へ提出する。

(警告及び公認・推薦の取消し)

第14条 公認・推薦を受けた会社が、目的に反する行為又はこれを悪用したことが判明した場合は、警告又は公認・推薦を取り消し公表することができる。

2 製品又は工事の改良等について努力不足が認められた場合は、警告又は公認・推薦を取り消すことができる。

(改正)

第15条 本規程の改正は理事会の承認を要する。

附 則

1 この規程は平成26年4月1日より適用する。

昭和42年3月24日 制定  
昭和50年6月25日 改正  
昭和56年6月 5日 改正  
昭和61年6月 5日 改正  
平成16年3月24日 改正  
平成26年3月20日 改正  
令和 5年3月14日 改正

別表1 (第8条関係) ※税別

基本公認料	
ボール1種目	100万円
ボール2種目以降	50万円

別表2 (第8条関係) ※税別・円

大会使用球公認料			
JTA 主催・共催	一般大会	全日本テニス選手権	80,000
		東日本選手権	50,000
		西日本選手権	50,000
		全日本室内テニス選手権	50,000
		テニス日本リーグ決勝トーナメント	30,000
		全国実業団対抗テニストーナメント (A)	30,000
		全国実業団対抗テニス大会 (B)	30,000
		全日本都市対抗テニス大会	30,000
		国民体育大会テニス競技	30,000
	ベテラン大会	全日本ベテランテニス選手権	50,000
		日本スポーツマスターズ	30,000
	ジュニア大会	全日本ジュニアテニス選手権	50,000
		全国中学校テニス選手権	50,000
		全国小学生テニス選手権	50,000
		MUFG ジュニアテニストーナメント	50,000
	国際大会	Japan Open	80,000
		Japan Women's Open	80,000
		Japan Open Jr.	50,000
		大阪市長杯世界 Super Jr.	50,000
		デビスカップ AO/WG/プレーオフ含む	60,000
		フェドカップ AO/WG/プレーオフ含む	60,000
		車いすテニス世界国別選手権	60,000
	学生大会	全日本学生テニス選手権大会	30,000
		全日本大学対抗テニス王座決定試合	30,000
		全日本学生室内テニス選手権大会	30,000
	その他公認大会	全国レディーステニス決勝大会	30,000
		ピンクリボン	30,000
		全国高等学校テニス選手権大会	30,000
		全国選抜高校テニス大会	30,000
		全国高等専門学校テニス選手権大会	30,000
		全日本ジュニア選抜室内テニス選手権	30,000
		DUNLOP 全国選抜ジュニアテニス大会	30,000
		U-15 全国選抜ジュニアテニス選手権大会	30,000
RSK 全国選抜ジュニアテニス大会		30,000	
地域テニス協会主催		賞金付き 地域選手権	600万円以上
	300万円以上		30,000
	250万円以上		30,000
	100万円以上～250万円未満		30,000
	100万円未満		30,000
	賞金なし 地域選手権	全日本選手権の各地域予選大会	30,000
都道府県テニス協会主催	賞金付き都道府県 選手権 (一般大会)	600万円以上	50,000
		300万円以上	30,000
		250万円以上	30,000
		100万円以上～250万円未満	30,000
		100万円未満	30,000
上記以外の JTA 公認大会	賞金付き一般大会	600万円以上	60,000
		300万円以上	40,000
		250万円以上	40,000
		100万円以上～250万円未満	40,000
		100万円未満	30,000
	国際大会	東レ PPO	80,000
		ITF 各大会/ATP チャレンジャー \$ 50,000 以上	50,000
		ITF 各大会/ATP チャレンジャー \$ 50,000 未満	40,000
		ITF 国際ジュニア・シニアトーナメント	30,000
		ATF 国際ジュニアトーナメント	30,000

別表3（第11条関係）※税別

推薦料	
コート	100万円
ウェア	50万円
シューズ	50万円
ネット	40万円
ストリング	30万円
その他	30万円